

入札公告

森林整備業務の委託契約に係る条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第246条第1項の規定により公告する。

令和元年9月17日

福島県相双農林事務所長 大波 恒昭

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 ふくしま森林再生(県営林)0111業務 滝平地区
- (2) 業務区分 間伐業務、その他の森林整備業務
- (3) 施行箇所 双葉郡川内村大字上川内字滝平 地内
- (4) 業務概要 利用間伐 A=16.55ha
森林作業道(新設) L=1,350.0m
森林作業道(既設・改良) L=900.0m
- (5) 完成期限 令和2年3月17日限り

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札説明書に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 森林整備業務競争入札参加有資格者名簿(平成30・31年度分)の間伐業務及びその他森林整備業務のいずれの業務区分にも登録されている者。
なお、その他森林整備業務は、その他森林整備業務の実績において、作業路の新設・補修の実績を有していること。
- (2) 福島県内に本店、支店又は営業所を有する者。

3 入札参加手続等

- (1) 本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。
- (2) 設計図書、契約の条項、入札説明書等の閲覧期間及び閲覧場所
ア 閲覧期間 令和元年9月17日(火)～令和元年10月2日(水)
イ 閲覧時間 午前8時30分～午後5時15分
ウ 閲覧場所 福島県南相馬市原町区錦町一丁目30番地
福島県南相馬合同庁舎北庁舎2階 相双農林事務所 総務部総務課
閲覧スペースに設置したパソコンによる電子閲覧※
- (3) 設計図書等に対する質問及び回答
ア 受付期間 令和元年9月17日(火)～令和元年9月20日(金)
イ 受付方法 入札説明書による。
ウ 受付場所 福島県南相馬市原町区錦町一丁目30番地
福島県相双農林事務所 総務部総務課

電話番号 0244-26-1175
ファクシミリ 0244-26-1169
電子メール soumu.af06@pref.fukushima.lg.jp

エ 回答予定日 令和元年9月26日(木)

オ 回答書閲覧方法 (2)の閲覧場所及び福島県相双農林事務所ホームページに掲載する。

※入札書等の提出前に、必ずホームページにて、質問回答の有無を確認すること。

4 入札方法等

(1) 入札書の提出について

入札説明書による。

(2) 入札日時等

ア 入札日時 令和元年10月3日(木) 14時00分から

イ 入札場所 福島県南相馬市原町区錦町一丁目30番地
福島県南相馬合同庁舎南庁舎401会議室

(3) 開札は、入札終了時に入札会場にて行うものとする。

(4) 入札結果の公表及び方法について

入札説明書による。

5 入札参加資格要件の審査に関する事項

開札後速やかに入札書の記載事項を確認し、入札参加資格を確認する。

6 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び福島県森林整備業務条件付一般競争入札心得において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

その他詳細は、入札説明書による。また、不明な点は次に示すところに照会すること。

※閲覧スペースに設置したパソコンによる電子閲覧については別紙参照のこと。

問い合わせ先

福島県相双農林事務所 総務部総務課

電話番号 0244-26-1175

ファクシミリ 0244-26-1169

電子メール soumu.af06@pref.fukushima.lg.jp

入札説明書

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札公告に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 福島県森林整備業務等入札参加資格制限措置要綱（平成20年3月28日付け19森第9171号農林水産部長通知）に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当しない者であること。

2 入札参加手続等

- (1) 設計図書等に対する質問は、福島県森林整備業務条件付一般競争入札実施要領第6条第3項の規定により森林整備業務条件付一般競争入札設計図書等に関する質問書（様式第1号）により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。
- (2) 現場説明会は行わない。

3 入札方法等

- (1) 入札は、本人又は代理人が出席して行う。
- (2) 入札公告に示す入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。
- (3) 一度提出した入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。
- (4) 入札書のあて先は、「福島県」と記載すること。
- (5) 入札結果の公表及び方法について
 - ア 入札結果の公表は、契約日から1週間以内に行う。
 - イ 公表は、県政情報センター、地方振興局内県政情報コーナー及び福島県ホームページにおいて行う。
- (6) 質問回答の確認について
入札公告が掲載されているホームページにて、「質問の有無」及び「質問・回答書の内容」を確認してから、入札書の提出を行うこと。

4 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

福島県財務規則第249条の規定に基づき入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合には見積りに係る入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3に相当する額を納めなければならない。

(2) 契約保証金

落札者は契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第229条第1項の規定に該当する場合は免除する。

5 その他

(1) 入札書の記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 契約は、別紙契約書（案）によるものとする。なお、契約の方法及び入札の条件、福島県森林整備業務条件付一般競争入札心得を熟知すること。

(3) 書類は原則としてA4判とすること。

(4) 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、森林整備業務等入札参加資格制限を行うことがある。